

公益社団法人全国大学保健管理協会公印取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人全国大学保健管理協会における公印の取扱いについて必要な事項を定める。

(公印の種類)

第2条 この規則において公印とは、次に掲げる印章をいう。

- (1) 公益社団法人全国大学保健管理協会代表理事印 (角)
- (2) 公益社団法人全国大学保健管理協会代表理事印 (丸)
- (3) 公益社団法人全国大学保健管理協会印 (角)

(ひな形及び寸法)

第3条 公印のひな形及び寸法は、別表のとおりとする。

(公印管守者)

第4条 第2条の公印は、事務室において管守し、事務長をもって公印管守者に充てる。

(公印台帳)

第5条 公印管守者は、別記様式による公印台帳を備え、すべての公印を登録しなければならない。

(管守の方法)

第6条 公印は、常に錠のかかる丈夫な容器に納めて管守しなければならない。

2 公印は、特に上司の承認を受けた場合のほか、管守場所以外に持ち出すことができない。

(公印の使用)

第7条 公印は、公文書以外にみだりに使用することができない。

2 公印を使用するときは、押印の対象となる文書に決裁原議その他証拠書類を添え、公印管守者に提示して、その文書の決裁済みであることの確認を受けなければならない。

(公印の事故)

第8条 第2条の公印を紛失し又は損傷したときは、すみやかに理由を具し、代表理事に報告しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、代表理事が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成25年3月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 社団法人全国大学保健管理協会公印取扱規程（平成17年7月1日制定）は、廃止する。

別表（第3条関係） 公印のひな形及び寸法

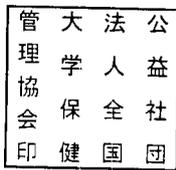
第2条第1号の公印（22mm平方 縦書き4列）



第2条第2号の公印（直径18mm 外書き1列+内書き2列）



第2条第3号の公印（24mm平方 縦書き4列）



別記様式（第5条関係）
（公印台帳）

印 影		公印の名称	
		備付箇所	
		交付備付年月日	
		使用開始年月日	
		登録、廃止その他の 処理に関する記 事及びその年月日	